

報告者：西川 哲矢

史料編

(1) 訴状の様式 (星田村より大坂町奉行所へ訴状提出)

乍レ恐御訴詔

新規井路堀并堤
築立差構御願

市橋下総守殿領分
大久保出羽守殿領分 入組
八幡領
河州交野郡星田村

願人

庄屋 三郎右衛門
同 徳兵衛
同 源左衛門
年寄 弥治右衛門
同 甚兵衛
同 市三郎
百姓代 忠兵衛
大久保出羽守様領分
畠山織部様知行所 入組
同州同郡私部村

相手

庄屋 与治兵衛
同 藤蔵
年寄 利左衛門
同 忠右衛門
同 七右衛門
同 利右衛門
同 孫兵衛
同 傳兵衛
同 李兵衛
同 藤兵衛

一右私部村之儀隣村ニ而、私共村方者一跡地低之場所ニ付、私共村方用悪水共、同村領字一ツ松伏越樋方悪水落来候、然ル処、此度當村与領境之右私部村領字鎌田与申所、新規ニ長式百間余・井地幅内法五尺・堤幅三尺余ニ井地堀、并右堀口土砂を以、字同所ニ是又新規長三拾四間・堤幅壹間半・高サ三尺之横堤築立申候ニ付、當村悪水吐口悪敷相成、別而出水多キ時分ハ右悪水井地ニ不レ抱惣流之悪水ヲ右新規之堤ニ而請留候故、当村御田地ニ水湛千万數ヶ敷、依レ之右新井地・新堤両方共、新規之儀ニ候間、早々取拂候様、私部村庄屋・年寄共、段々掛合申候得共、何分取敢不レ申、下ニ而可レ仕様無ニ御座一候ニ付、乍レ恐奉ニ願上

報告者：西川 哲矢

一候、前書之通、唯今迎も差支之儀、此上、雨天等ニ而出水仕候得者、當村御田地ハ忽水ノ下ニ相成、大ニ難渋仕候間、何卒、右相手之者とも早々被_レ為_二 召出一、右新井地・新堤共、急々取拂、是迄之通致候様被_二 仰付_一被_レ下候ハ、御慈悲難_レ有仕合可_レ奉_レ存候、以上

星田村庄屋 三郎右衛門 印

寛政八年

同 徳兵衛 印

辰四月廿五日

同 源左衛門 印

年寄 弥次右衛門 印

同 甚兵衛 印

同 市三郎 印

御奉行様

百姓代 忠兵衛 印

(現代語訳)

一右私部村は、隣村で私ども村方よりは地低の場所で、私ども村方の用水・悪水とも、同村領の一つ松樋より悪水を落としております。このたび、当村と領境の私部村領の鎌田に、新規に長さ200間あまり、幅内法五尺・堤幅三尺あまりに水路を掘り、また、この堀口に土砂をもって同所にこれまた新規に長さ三拾四間・堤幅一間半・高さ三尺の横堤を築き立て、当村の排水の吐けが悪くなりました。とりわけ出水が多い時分にはこの悪水路にかかわらず、流れてくる悪水をこの新規の堤で受け止められてしまうので、当村の御田地に水がたまり、千万嘆かわしくございます。これらの新たな水路と新堤の両方とも、新規の儀でございますので、早々取り払うよう、私部村庄屋・年寄どもに段々かけあつたのですが、なにごん取りあつてもええ、我々下の者どもでは対処できず、恐れながらお願い申し上げます。目下、差しつかえの問題で、このうえ雨天で出水となつては、当村の御田地はたちまち水ノ下になり、大いに難渋致しますので、何卒、相手の者どもを早々御召し出しになつて、新水路・新堤とも急々取り払い、これまでの通りにするよう、仰せつけていただければ、御慈悲ありがたきあわせに存じます。

(2) 訴状札(目安札) ……裏書・裏印(四月二十五日)

如_レ此訴状差出候間、埒明事ニ候ハ、可_二相済_一、申分有_レ之者致_二返答書_一、来月二日、可_レ令_二對決_一、若於_二不参_一者可_レ為_二曲事_一者也

辰四月廿五日

石見御印

丹波御印

報告者：西川 哲矢

(現代語訳)
このように訴状を差し出しているので、埒が明くのであれば、そのようにせよ。申し分があれば返答書をしたため、来月二日に対決するように。もし、参上しないならば曲事である。

(3) 奉行御前にて対決 (五月二日)

山口丹波様於_二御前_一両村対決之上、御前_方被_二仰出_一候ハ、返答之趣相違無_レ之哉与星田村江御尋被_レ遊候処、庄屋三郎右衛門・年寄弥次右衛門被_二申上_一ハ、右星田村一_つ松樋ハ先年より悪水抜きニ而、壱尺三寸ニ壱尺式寸五分ニ而、往古_方悪水抜き候段、并私部村新規井地堀・新堤築立候ニ付、星田村殊外難渋ニ相成候趣申上候処、夫_方私部村へ御尋被_二仰付_一候故、右一_つ松樋近年ニ箱樋隠伏用水樋ニ相違無_レ之、尤、隠伏候已来悪水流来候ハ、私部村難渋之事故、今日迄御願不_二申上_一捨置候儀無_二御座_一候、此度新規ニ悪水流米候段、返答書之通相違無_二御座_一候段奉_二申上_一候処、御前_方被_二仰出_一候者、何分右一件者此度彦左衛門口論_方事起候趣、星田村願御裁許ニも被_レ及_レかたき趣ニ而星田村役人殊外御シカリニ而、其上地方江廻り糺可_レ請旨_二両村江被_二仰付_一候、夫_方地方御役所江罷出候処、大西駒蔵様御掛りニ相成候……

(現代語訳)

山口丹波守(奉行)の御前にて両村対決のうえ、御前(奉行)より返答書の趣意に相違がないか星田村へ尋ねられたところ、星田村庄屋三郎衛門・年寄弥次右衛門は、悪水樋は先年より悪水抜きの一尺三寸・一尺二寸五分とし、往古より悪水を抜いており、私部村が新水路と新堤を築きたて難渋しておりますと返答した。次に私部村へ御尋ねになり、一_つ松樋は近年に箱樋を隠し伏せたのであり、この樋は(元来は)用水樋に相違ありません。もともと、それ以来悪水が流れ込めば私部村は難渋するので、今に至るまで放置していたわけではなく、このたび新規に悪水が流れ込んでおり、返答書に相違ありませんと答えた。奉行よりは、一件は(星田村)彦左衛門の口論より事が起_こり、裁許にもしがたいため、星田村役人を御叱りになり、その後、両村へ地方役所にて糺されるよう仰せつけられ、赴いたところ大西駒蔵(与力)がお係りになりました……

(4) 証拠資料 (五月七日、私部村が地方役所へ差し出したものうち一通)

手形之事

一星田村中川尻ニ、三尺五寸ニ三尺之門樋新規ニ伏越、私部村領天野川西堤ニ右之樋より八拾五間之間ニ重堤ヲ築、星田村内野悪水ヲ抜申様ニ被_レ成被_レ下、過分ニ存候、新堤八拾五間之間普請之儀、両かわ共両村立合ニ可_レ仕候、右新堤并川床為_二井路料一米四石宛星田村御蔵納米並ニ致、毎年進可_レ申候、右八拾五間之外下

報告者：西川 哲矢

江少も築下ケ申間敷候、若築下ケ申候敷、又者右之米少ニ而も不足致候ハ、新堤之儀者不_レ及_レ申、樋共御堀上ケ可_レ被_レ成候、万壹後々ニ此新堤ニ而私部村之構ニ成申候ハ、兩方立合相談之上、如何様共可_レ仕候、為_二後日_一證文仍如_レ件
元禄拾五年午四月

星田村庄屋・年寄
連判
私部村庄屋 藤三郎 殿
与治兵衛殿
年寄連名當

(現代語訳)

星田村中川尻に三尺五寸・三尺の門樋を新規に伏せ、私部村領の天の川西堤に、この樋より八十五間の二重堤を築き、星田村内野悪水を抜かれて、これが過分にある。この新堤八十五間の普請は、両側とも両村立ち会いでおこない、新堤・河床の水路料として米四石、星田村の御蔵納め米並みにし、これを毎年支払うようにする。この八十五間よりも(川)下へ少しも築くことのないように、もし築きあげるようなことがあれば、この新堤はもちろん樋も掘り上げられてもよい。万一、後々、新堤で私部村の差しつかえがあれば、双方立ち会い相談の上、どのようにしてもよい。後日のための証文、この通りである。

(5) 内済証文の様式

為_二取替_一申済口證文之事

一河州交野郡星田村方同州同郡私部村相手取、新規井路堀并堤築立差構御願、當年四月廿五日、西

御奉行所江奉_二願上_一候処、同州同郡私部村・茄子作村・村野村・山ノ上村・田宮村・禁野村・同州茨田郡岡村・岡新町村都合八ヶ村方右星田村相手取、星田村方新規ニ悪水流越候ニ付、植付差支御願、同 御奉行所江同廿七日奉_二願上_一、御印付候訴状奉_レ請、双方対決之上、御札中に御座候処、双方申口ニ不_レ抱、此度岡村庄屋幸助・茄子作村仲右衛門・禁野村頭百姓茂左衛門并双方地頭用達取嚙を以和融下済相調、已来左之通

(…取り決め内容略…)

右之通、村々と融仕候上者、双方御田地無_二後難_一相続仕、自今相互ニ申分無_二御座_一、永無_二亡失_一相守可_レ申候、為_二後證_一為_二取替_一證文、如_レ件

寛政八年丙辰六月 (以下、関係村役人及び「取扱人」の署名・捺印がなされてる)

(現代語訳)

河州交野郡星田村より同州同郡私部村を相手取り、新規井路堀・堤築き立て差

報告者：西川 哲矢

構いのお願ひ、当年四月廿五日、西御奉行所(大坂西町奉行所)へ願上げたところ、同州同郡私部村・茄子作村・村野村・山ノ上村・田宮村・禁野村・同州茨田郡岡村・岡新町村都合八ヶ村より星田村相手取り、星田村より新規に悪水流れてきたので、植付差しつかえの願ひを同御奉行所へ同二七日願ひ上げるところ、御印をくださり訴状をお請けし、双方対決の上、御糺中に、双方の申し分にかかわらず、このたび岡村庄屋幸助・茄子作村仲右衛門・禁野村頭百姓茂左衛門ならびに双方地頭用達の取扱をもつて内談がとこのいました。

(…取り決め内容略…)

右の通り、村々和談の上は、双方の御田地は後難なく相続可能である。自今、相互に申し分なく、永く亡失なく守るよ様に、後証のため取りかわせ証文、この通りである。

差上申済口證文事

一 八幡御領・大久保出羽守殿領分・市橋下総守殿領分入組河州交野郡星田村
方、大久保出羽守殿領分・畠山織部殿知行所入組同州同郡私部村相手取、新規井路堀并置土差構出入、四月廿五日被願上、同月廿七日、同州同郡私部村・茄子作村・村野村・山ノ上村・田宮村・禁野村・同州茨田郡岡村・岡新町村都合八ヶ村方、星田村相手取、新規ニ悪水流越植付差支御願奉ニ申上、五月二日・同七日、双方対決之上御糺被ニ成下、追々御吟味奉レ請候処、御吟味日延奉レ願、則内済仕候趣左ニ奉ニ申上候

(…取り決め内容略…)

右之通、双方無ニ申分ニ下済仕、尤、論所一つ松樋伏替・天ノ川表土俵置・新溝・新堤并論中星田村より手ヲ掛ケ堀浚候溝筋とも如レ元、今日方来ル朔日迄、双方共無レ滞可レ仕対談ニ御座候、依レ之乍レ恐済口御断奉ニ申上候、此段御聞届被レ為ニ成下候ハ、難レ有可レ奉レ存候、已上

寛政八年辰六月廿日 (以下、関係村役人の署名・捺印がなされている)

御奉行様

(現代語訳)

一 八幡御領・大久保出羽守殿領分・市橋下総守殿領分入組河州交野郡星田村より、大久保出羽守殿領分・畠山織部殿知行所入組同州同郡私部村相手取り、新規井路堀ならびに置き土差しつかえ出入、四月廿五日願ひ上げ、同月二七日、同州同郡私部村・茄子作村・村野村・山ノ上村・田宮村・禁野村・同州茨田郡岡村・岡新町村都合八ヶ村より、星田村相手取り、新規に悪水流れ越し植えつけさしつかえ、願ひ申し上げ、五月二日・同七日、双方対決の上、御糺くださり、追々審理を受けていたところ、日延べを願ひ、内済ができたのでその旨申し上げます。

報告者：西川 哲矢

(…取り決め内容略…)
右の通り、双方申し分なく下済し、尤も、論所一つ松樋伏せ替え・天ノ川の土俵置き・新溝・新堤ならびに争論中星田村より手をかけ堀り浚った溝筋とも元になおし、今日より来る一日まで、双方とも滞りなく、対談するよういたします。これにより、恐れながら、濟口御断り申し上げます。この段、御聞き届けくだされば有り難く存じます。

(6) 訴訟の終了 (濟口聞届)

右之通濟口差上候処御聞届有_レ之、依_レ之双方一統并川浚之者共、山口丹波守様御前江罷出候処、被_二仰出_一候趣左之通、
右願候趣双村江申分無_レ之哉と御尋被_レ遊、濟口願候趣聞届置候様被_レ為_二仰付_一候、并取扱人之者相働和談相調候段、一段之事与御褒美御言被_レ下候、夫方川浚者共一々御呼出被_レ遊、被_二仰付_一候二ハ、論中川浚仕候段、以外不埒二候、御吟味も可_レ被_二仰付_一一答二候得共、元出入相濟候上者御憐愍を以、御咎メ御免可_レ被_二仰付_一一段被_二仰出_一、一同退出仕候、夫方地方御役所罷出候処、一統請印被_二仰付_一、一件濟口願無_レ滞相濟候而一同帰村仕候

(現代語訳)

右の通り、濟口(証文)を差しあげ、聞き届けられ、これにより双方一統、川浚えをした者どもは、奉行の御前にまかり出て、左のように仰せられた。奉行は、右の願いは双方とも申し分ないかと尋ねられた上で、これを聞き届けたと仰せられた。また、取扱人の働きの内談がととのったことは一段のことであると褒めになった。それより、川浚えの者どもを一人一人呼び出し、係争中の場所の川浚えにつき、もつてのほか不埒であり、取り調べるべきはずののだが、出入が済んだ上は、御憐愍をもって、お咎めご免と仰せられた。一同退出し、それより地方役所へ向かい、一統請印を仰せつけられ、濟口証文が承認され、帰村した。